

条 例 制 定 改 廃 調 書

条例改正に伴う新旧対照表

令和 8 年

奈良市議会 9 月定例会

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市立保育所設置条例及び奈良市立学校設置条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 奈良市立保育所設置条例の一部改正（第 1 条による改正） 第 2 条の表から京西保育園の項を削る。 2. 奈良市立学校設置条例の一部改正（第 2 条による改正） 第 2 条の表から六条幼稚園の項を削る。
3 制定改廃 の理由	・奈良市幼保再編計画に基づき、京西保育園 及び六条幼稚園を統合のうえ民間移管し、 私立幼保連携型認定こども園へ移行するた め。		
5 施行期日	令和 9 年 4 月 1 日	所管部課	子ども未来部 子ども政策課

奈良市立保育所設置条例 新旧対照表（第1条による改正）

現行			改正案		
（名称、位置及び保育定員）			（名称、位置及び保育定員）		
第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。			第2条 保育所の名称、位置及び保育定員は、次のとおりとする。		
名称	位置	保育定員	名称	位置	保育定員
都南保育園	略	略	都南保育園	略	略
伏見保育園	略	略	伏見保育園	略	略
京西保育園	奈良市六条西一丁目3番43－1号	160人			

奈良市立学校設置条例 新旧対照表（第2条による改正）

現行			改正案		
(名称及び位置)			(名称及び位置)		
第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。			第2条 小学校、中学校、高等学校及び幼稚園の名称及び位置は、次のとおりとする。		
種別	名称	位置	種別	名称	位置
略	略	略	略	略	略
幼稚園	奈良市立佐保幼稚園	略	幼稚園	奈良市立佐保幼稚園	略
	奈良市立富雄北幼稚園	略		奈良市立富雄北幼稚園	略
	奈良市立六条幼稚園	奈良市六条二丁目14番2号		奈良市立伏見南幼稚園	略
	奈良市立伏見南幼稚園	略			

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 2 9 号）第 2 条による児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号）の一部改正 ・一時保護委託者の登録等に関する基準（令和 8 年内閣府令第 1 6 号。以下「基準府令」という。）	4 制定改廃の概要	1. 条例の構造について 本市の独自基準を規定するとともに、基準府令どおりの基準とする部分については基準府令を引用する旨の規定を置く。 2. 本市の独自基準について (1) 子どもの最善の利益の考慮（第 4 条関係） (2) 暴力団の排除（第 5 条関係）
3 制定改廃の理由	・上記の法改正等により一時保護委託者の登録制度が創設されることに伴い、本市における制度の適正な運用を図るため、一時保護委託者の登録等の基準を定めるもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	子ども未来部 子ども安心課

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃の根拠法令、関係通達等	・ 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律（令和6年法律第59号） ・ 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（令和7年政令第422号）	4 制定改廃の概要	1. 印鑑登録証明書の交付について（第13条関係） 印鑑登録証明書の交付の際に提示することとされている個人番号カードの定義に、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を含む旨の規定を加える。
3 制定改廃の理由	・ 上記の法改正により、住民基本台帳に記載されている中長期在留者及び特別永住者に交付されている在留カード等と個人番号カードとを一体化した特定在留カード等の交付ができることとなった。本市において特定在留カード等の提示等を受けた際、印鑑登録証明書の交付に対応するため、所要の規定の整備を行うもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 市民課

奈良市印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(印鑑登録証明書の交付) 第13条 略 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード_____をいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をするときは、個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 略	(印鑑登録証明書の交付) 第13条 略 2 前項の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード<u>（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カード及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書を含む。）</u>をいう。以下同じ。）の交付を受けた登録者が自ら前項の申請をするときは、個人番号カードを提示して印鑑登録証明書の交付を申請することができる。 3 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・ 地方自治法施行規則の一部を改正する省令 (令和 8 年総務省令第 8 6 号)	4 制定改廃 の概要	1. 用語の定義に係る引用条文を改める。 (1) 職務代行者 (第 2 条関係) (2) 台帳 (第 5 条関係) (3) 代理人 (第 1 1 条関係)
3 制定改廃 の理由	・ 上記の省令改正により、本条例で引用して いる条文に条項ずれが生じるため、所要の 規定の整理を行うもの。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	市民部 市民課

奈良市認可地縁団体印鑑の登録及び証明に関する条例 新旧対照表

現行	改正案
(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第19条第1項第1号へ</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第21条第2項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項又は印鑑登録証明書の印影の写しその他の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。 2 前項の認可地縁団体印鑑登録原票には、<u>次の各号に掲げる事項</u>を登録するものとする。 (1)～(10) 略 (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第19条第1項第1号ト</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。	(登録資格) 第2条 認可地縁団体印鑑の登録を受けることができる者は、認可地縁団体の代表者又は次の各号に掲げる者が選任されているときは当該各号に掲げる者（以下「代表者等」という。）とする。 (1) 地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）<u>第18条の3第1項第6号</u>に規定する職務代行者 (2)～(4) 略 (登録) 第5条 市長は、前条の申請があったときは、当該認可地縁団体につき地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項</u>の規定に基づき作成された台帳（以下「地縁団体台帳」という。）の記載事項及び個人印鑑に係る印鑑登録原票の印影その他の登録事項又は印鑑登録証明書の印影の写しその他の記載事項と照合するほか、当該申請書に記載されている事項等について審査したのち、認可地縁団体印鑑登録原票に登録するものとする。 2 前項の認可地縁団体印鑑登録原票には、<u>次に</u>掲げる事項を登録するものとする。 (1)～(10) 略 (代理人による申請) 第11条 地方自治法施行規則<u>第18条の3第1項第7号</u>に規定する代理人を置いている認可地縁団体にあつては、委任の旨を証する書面を添えて、当該代理人によりこの条例に基づく申請をすることができる。

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市自転車駐車場条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等		4 制定改廃 の概要	1. 中筋自転車駐車場に係る規定を削る。（第2条、第3条、別表関係） 2. 中筋自転車駐車場において発行する回数駐車券に係る規定を削る。（第5条関係）
3 制定改廃 の理由	・本市が設置する自転車駐車場の施設運営の効率化のため、施設の老朽化が進む中筋自転車駐車場を廃止するもの。		
5 施行期日	令和9年4月1日	所管部課	環境都市推進部 環境政策課

奈良市自転車駐車場条例 新旧対照表

現行	改正案														
(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>奈良市中筋自転車駐車場</td><td>奈良市中筋町31番地の18</td></tr> <tr> <td>奈良市高の原第二自転車駐車場</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (利用できる車両) 第3条 駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に掲げる車両（以下「自転車等」という。）とする。 (1) <u>奈良市中筋自転車駐車場</u> ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。） イ 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。） ウ <u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットル以下のもの（以下「小型自動二輪車」という。）</u> (2) <u>奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場</u> ア 原動機付自転車 イ 自転車 (3) <u>奈良市高の原第四自転車駐車場</u> ア 原動機付自転車 イ 自転車 ウ <u>小型自動二輪車</u>	名称	位置	奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18	奈良市高の原第二自転車駐車場	略	略	略	(名称及び位置) 第2条 駐車場の名称及び位置は、次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>奈良市高の原第二自転車駐車場</td><td>略</td></tr> <tr> <td>略</td><td>略</td></tr> </table> (利用できる車両) 第3条 駐車場を利用できる車両は、次の各号に掲げる駐車場の区分に応じ、当該各号に掲げる車両（以下「自転車等」という。）とする。 (1) <u>奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場</u> ア 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第10号に規定する原動機付自転車（以下「原動機付自転車」という。） イ 道路交通法第2条第1項第11号の2に規定する自転車（以下「自転車」という。） (2) <u>奈良市高の原第四自転車駐車場</u> ア 原動機付自転車 イ 自転車 ウ <u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リッ</u>	名称	位置	奈良市高の原第二自転車駐車場	略	略	略
名称	位置														
奈良市中筋自転車駐車場	奈良市中筋町31番地の18														
奈良市高の原第二自転車駐車場	略														
略	略														
名称	位置														
奈良市高の原第二自転車駐車場	略														
略	略														

現行	改正案
エ 道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるもの（以下「中型自動二輪車」という。）及び同表に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「大型自動二輪車」という。） （使用料） 第5条 略 2 市長は、規則で定めるところにより、使用料の10パーセント以内の割引をした額をもつて回数駐車券を発行することができる。 別表（第5条関係） 1 奈良市中筋自転車駐車場、奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場 略 備考 略 2 略	<u>トル以下のもの（以下「小型自動二輪車」という。）</u> エ 道路交通法施行規則第2条の表に規定する普通自動二輪車（側車付きのものを除く。）で総排気量0.125リットルを超えるもの（以下「中型自動二輪車」という。）及び同表に規定する大型自動二輪車（側車付きのものを除く。以下「大型自動二輪車」という。） （使用料） 第5条 略 別表（第5条関係） 1 _____奈良市高の原第二自転車駐車場及び奈良市高の原第三自転車駐車場 略 備考 略 2 略

条例制定改廃調書

1 名 称	奈良市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例		
2 制定改廃 の根拠法令、 関係通達等	・非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和８年政令第１７９号）	4 制定改廃 の概要	1. 非常勤消防団員又は非常勤水防団員若しくは消防作業従事者等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の定額部分の額の改定を行う。（第１８条関係） 改定前 ３１５，０００円 改定後 ３３０，０００円
3 制定改廃 の理由	・上記の政令改正に伴い、非常勤消防団員等が公務等により死亡した場合における葬祭補償の額の改定を行うため。		
5 施行期日	公布の日	所管部課	消防局 総務課

奈良市消防団員等公務災害補償条例 新旧対照表

現行	改正案
(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>315,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。	(葬祭補償) 第18条 非常勤消防団員等が公務により、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより、死亡した場合には、市は、葬祭を行う者に対して、葬祭補償として、 <u>330,000</u> 円に補償基礎額の30倍に相当する金額を加えた金額を支給する。